

第 172 回山形県社会教育委員の会議

期 日：平成 26 年 9 月 12 日（金）

時 間：10:00～12:00

場 所：県庁 1002 会議室

1. 開 会

2. 山形県教育委員会挨拶（菅野教育長）

3. 座長選出

小田島委員を選出

4. 議 事

(1) 来年度新規事業について

①「いのちの教育と基礎となる家庭教育と幼児教育の支援」分野

（家庭教育支援・幼児共育推進・読育の推進）

・討議

(ア) 家庭教育について

武田委員

現在、酒田市からの受託研究として「酒田市における家庭教育支援に関する調査研究」に取り組んでおり、複数課の方々と検討を重ねている。保護者が子育てや家庭教育についてどのように認識しているか把握しきれていないことが課題となっており、保護者のニーズと各機関による支援の実態について定期的に調査することが必要である。現在大きく制度変更が行われている子育て支援施策と社会教育としての家庭教育の一体的運用も検討すべきではないか。

二瓶委員

小学校の授業参観などを見ていると親業に不慣れな方も多いようであり、保護者に対する教育の必要性も感じている。

鈴木委員

基本的な生活習慣や読書習慣等が定着している子どもは、小学校に入学しても順調に成長できている。このようなことから乳幼児期の家庭教育は特に重要であり、子どもが乳幼児期にある保護者への教育が大切である。しかし、若い母親にとってはあらたまった形の講話や座談会は少しハードルが高いようであり、絵本の読み聞かせや体操など楽しみながら気軽に参加でき、しかも子育てについて大切なことを学べるような新しい形の講座運営が必要である。

(イ) 読書教育について

二瓶委員

スマホやパソコン等の影響からか親自身が本を読まなくなっている。子どもだけに読書の大切さを伝えるのではなく、親子で本に親しむ機会を増やすことが必要である。

落合委員

本を読む力と学力は相関している。小学生を見ていると、粘り強く物事に取り組んだり、本を読み解いたりできる力が身につけていないと、学習に困難が生じることを実感している。幼稚園段階では学習ととらえずに、楽しみながら遊びながら読書力を身につけさせるべきである。小学校では読み書きに係る学習に力を入れていただき、子どもたちの生きる力を育てていただきたい。

②「子どもと大人の『まなび』や社会力を高めるかかわりの充実を図る」分野

(少年期・青年期・成人期・高齢期の教育の推進)

・ 討議

(ウ) 青少年ボランティア活動について

吉田委員

「山形方式」と呼ばれる自発的な地域青少年ボランティアに取り組む青少年が少しずつ減少している一方、学校単位のボランティア活動が活性化しており、取り組んでいる生徒たちの充実感も高いようである。そのような中、学校教育にボランティア活動を取り入れようとする際にどのようにして活動を開始させたらいいのか、地域とどのようにかかわっていけばいいのか悩んでいる教師も多いようであり、社会教育の専門家が助言や支援を行うこともできるのではないかと。出前講座の実施なども有効である。

安藤委員

2008年の社会教育法改正時、「学社連携に際し、社会教育主事は求めに応じて学校や社会教育関係等に助言できる」という条項が新設されており、吉田委員が提案している助言や支援は可能である。

齋藤委員

学校単位のボランティアが活性化することはよいことであるが、学業や部活動で多忙な高校生が多く、居住地域でのボランティア活動意欲が年々低調になってきていることが特に心配しているところである。

(エ) 成人期・高齢期の教育について

齋藤委員

昭和60年に社会教育主事講習を受講した折、「社会教育とは成人教育である」と教えられ、金山町で成人の意識調査を実施してみた。青少年や親、家庭に対する社会教育は充実しているが、成人期・高齢期の事業は少なかった。現在も同様である。舟形町では「シニア元気塾」という高齢者対象事業を今年度8月に新設した。以前県で行われていた「ベテランズカレッジ」を参考にしており、町と社会福祉協議会、公民館三者が老人

クラブとも連携しながら取り組んでいるところである。県としても新たな事業を立ち上げてみてはどうか。

(ウ) 学校支援地域本部について

二瓶委員

実施する学校が増えていないようである。実施してみると非常によい取組みであり、この事業に地域住民が参画することによる地域の教育力向上も期待されることから、事業を広める努力をお願いしたい。

鈴木委員

学校支援地域本部について内容と導入の方法を改めて確認させていただきたい。

回答（鈴木生涯学習振興室長）

国の施策であり、中学校区を基本エリアとして地域コーディネーターを配置し、地域の教育ボランティアの方々と学校の架け橋役を担っていただいている。図書館ボランティアや学習支援など学校のニーズや地域の実情に応じて様々な取組みが行われており、教員の多忙化解消や地域の教育力向上にも役立っているようである。

補足（佐藤社会教育主査）

県内 35 市町村中の 21 市町村で補助事業として実施されており、山形市では実施されていない。しかし、学校支援地域本部事業を実施していないから学校を地域が支援していないということではない。補助金の助成を受けていない山形市でも各団体の活動が活発な地域もあり、そういった団体が学校を支援している。昨年度から補助事業実施の有無に関わらず各市町村の実態を調査するとともに、設置者の市町村教育委員会に対して改めて事業の広報に努めているところである。

鈴木委員

登校指導や読み聞かせ、総合的な学習の時間の支援など、本校においても地域の方々から支援していただいております。大変ありがたく感じている。地域の力をお借りしたいと思う一方で、地域の方々との折衝に伴う労力の大きさを心配する声があるのも事実である。教師の負担にならずに地域の方の力をお借りできる事業であるとすればありがたい限りである。

安藤委員

鈴木委員のご意見をはじめ各委員の資料から学社連携の難しさを感じられる。今年、宇都宮大学で行われた栃木県の社会教育主事講習には約 160 人の受講者がいた。栃木県では全ての小中学校に社会教育主事有資格教育を「地域連携教員」として配置しており、地域における学社連携の要として活用しているとのことであった。本県においても最上地区では全小中学校に社会教育主事有資格教員を配置しており、栃木県同様ら全県展開してはどうか。周囲と手をつないで自身の取組みの充実を図る社会教育の視点は学校教育にも必要であり、本県の社会教育振興にもつながるのではないかと。

③「『まなび』を育み、かかわりの機会を充実するための環境をつくる」分野

(連携協働、社会教育施設、社会教育推進体制の充実)

・ 討論

(カ) 読書活動の推進について

二瓶委員

学校等の読み聞かせボランティアに対して、各図書館における団体貸出を認めるなどの優遇措置を講じるべきである。読み聞かせボランティアは1度の読み聞かせのための準備に相当の時間をかけており、使用する本を長期借用する必要があるためである。また、市町村の図書館では蔵書数が少ないこともあり、広域連携を図ることも検討すべきである。さらに、乳幼児づれ利用者用にブックスタートコーナーとなる部屋を準備することも提案したい。以上のことは図書館の利用者数増加も期待される取組みであり、図書館職員においては利用者目線に立った運営を心掛けるべきである。

鈴木委員

小学校でも様々な取組みを行っている。朝読書や、地域の方や保護者による読み聞かせ、放送による教師の読み聞かせなど、県により巡回している「命の絵本」も活用している。子どもたちにとってはゲーム等の魅力の方が高いようであり、なかなか本好きにならず活字離れも進んでいるので、先の取組みをより充実させて読書教育を推進していきたいと考えている。

④「社会教育推進体制の充実」分野

・ 討論

(キ) 県社会教育委員の活動活性化について

安藤委員

社会教育法第17条には社会教育委員の職務として、「社会教育に関する諸計画を立案すること。」と規定されている。この規定による我々の職務遂行のためには、各地域における社会教育の現状と課題の把握が必要であり、市町村社会教育委員等との情報交換に努めなければならない。例えば、県内の社会教育委員を集めた研究大会が年1回開催されており、県社会教育委員や市町村社会教育委員、関係職員の情報交換の場として機能している。我々が市町村社会教育委員と一層連携を深めることができるよう、教育事務所単位で社会教育委員が集う機会を設けていただきたい。

(ク) 市町村における社会教育主事の養成支援について

安藤委員

県の調査によれば、社会教育主事任用資格取得者が配置されていない自治体はほぼ見られなかったはずであるが、主事発令は半数程度であったように記憶しており、社会教育主事に対する書く市町村の認識の低さがうかがわれる。2008年に改正された社会教育法をはじめ、各種答申において「生涯学習の推進に向けて社会教育行政の中核的役割が期待される」などの文言が踊るものの、専門性のある人的配置には自治体間格差が生じ

る懸念がある。他の委員から資料の中で提案されているが、派遣社会教育主事制度をぜひ復活させていただきたい。叶わないとすれば、各自治体の社会教育主事養成に係る事業費を補助することはできないか。

齋藤委員

派遣社会教育主事制度をぜひ復活させるべきである。停滞傾向にある市町村の社会教育行政にとってプラスであることに加え、派遣社会教育主事経験者が学校に配属されることは学校教育にとっても有益である。島根県では、市が2分の1、町村が4分の1負担しながら派遣社会教育主事制度を現在も継続している。学校の統廃合による教員の減少に伴う人件費減少を好機と考え、社会教育だけでなく、教育全体に関わるので、生涯学習振興室だけでなく、義務教育課・高校教育課と連携を取りながら考えて頂きたい。

学社連携の必要性を感じ、最上地区で学社連携推進研修会をはじめて20年続けている。まずは市内連携を第一歩と考え、指導課と社会教育課で連携して開催した。

(ケ) 公民館等社会教育施設職員の研修機会について

二瓶委員

公民館職員が3年程度で転出してしまう。地域の実情理解に1年程度は必要であり、2年目にやっと事業内容を理解、さあこれからという段階での転出が繰り返され、住民が公民館職員を支えなくてはならない状態が長く継続している地域が多く見受けられる。このことが、公民館事業が充実したものにならない最大の理由である。例えば、広報紙について。公民館事業の紹介だけでなく、地域話題を集めて、地域課題解決に向けて住民に啓蒙するなど、地域住民の指導的立場となって活躍できるような資質向上に努めて欲しい。ぜひ、充実した研修機会を設けていただきたい。

広谷生涯学習センター部長

生涯学習センターでは市町村の社会教育関係職員研修を担っている。初任者に対しての研修は、今年度から前期、後期に分けて実施しており、春には社会教育全般的な基礎知識に係る講座、現場で半年程度経験された秋には具体的事例の紹介等実践型の講座を実施する予定である。加えて、社会教育関係職員としての具体的な技能向上を目指し、今年度は「広報紙作製」と「ファシリテーション」をテーマとした講座を、それぞれ村山と庄内の2会場で東北芸術工科大学からの協力を得て開催する予定である。

(コ) 学校教育と社会教育の連携について

齋藤委員

学社連携・融合とは言われているが、なかなかその実があがっていないのが現状ではないか。学社連携以前に、学校教育と社会教育との相互理解を深めていくことが大切である。最上地区では、教育事務所の指導課と社会教育課が協働して、約20年間にわたって学社連携推進研修会を継続実施している。最上地区の各小中学校に学社連携推進員の公務分掌を位置づけたことをきっかけに、指導課と連携しながら研修会を開催してきた。他地区でも実施してみてもどうか。

(2) ワークショップ「県社会教育委員の会議で取り組んでいきたいこと」

① 趣旨説明

(青柳生涯学習振興室長補佐)

② ワークショップ

A グループ：安藤委員・落合委員・佐藤委員・武田委員・二瓶委員

B グループ：小田島委員・齋藤委員・鈴木委員・田中委員・吉田委員

③ 各グループの発表

Aグループ：

落合委員

先の討議を基に深く意見交換した。読む力の育成に向けて幼児期から本に親しむ環境を整えるためには、保護者が必ず参加する乳幼児健診を利用して早期に学習機会を提供することが有効であることも改めて確認された。また、学校支援地域本部事業が中学校になかなか浸透しておらず、周知に努め事業をさらに推進する必要性を共有したところである。

安藤委員

社会教育の専門性を持ち、学校と地域、地域住民同士等の連携のつなぎ役として活躍する職員の役割の重要性も確認された。社会教育有資格教員や社会教育委員の懇談機会を設けるなどして、社会教育主事資格保有のメリットを様々な立場の者が共通認識することにより、配置に向けた議論もすすむのではないか。社会教育に精通した元教師が地域のつなぎ役として活躍している例も多く、中学校の立場からも派遣社会教育主事復活を願う声があがっている。

一方で、市町村の社会教育主事が誰なのかわからないとの課題も示された。誰がその地域の社会教育を推進しているのか、誰に相談したらいいのかわからない地域があるとのことであった。南陽市では社会教育主事有資格者を社会教育行政に長く配置して、地域コミュニティ強化に向けて、多様な取組みを継続的に実施されており、地域創生に向けて、その中核を担う人材養成と適切な配置の必要性も確認された。そういった人材養成について体系化を図ることも社会教育委員の役割であることを再確認できたワークショップであった。

Bグループ：

吉田委員

社会教育が担う分野はとても広いため、会議において理解できない内容も多い。グループワークにおいても、学校と地域の連携、社会教育職員や各種コーディネーターの養成、公民館の利用、世代間の交流、子どもたちの各種体験活動（ボランティア活動、伝統芸能伝承活動など）に係る数多くの有効な提案があった。しかし、細かな議論となると、その分野で活躍している委員は意見を述べることができても、周囲の委員が意見を述べにくいといった実情がある。今後は我々にも社会教育に関する学習機会を提供して欲しいと感じたところである。

④全体総括

小田島座長

安藤委員から説明があった通り、諸計画の立案、教育委員会の諮問に対する意見、研究調査が社会教育委員の職務として社会教育法に規定されてはいるが、はたして年3回の会議でそれらの職務を遂行することができるのだろうかと不安もあり、今回の会議に先立って事務局より事前に意見の提出が求められたのをきっかけにして、私は県の社会教育員として何ができるか。何をすべきなのかについて考えてみた。今日の議論によって、少しヒントを得ることができたような気がする。

一つ提案したいことがある。自分が県の社会教育委員であることを周囲に伝えてみたらどうだろうか。例えば校長会から選出された委員の場合でいえば、会員の校長や構内の教職員や保護者に、そして他の委員については、公民館や図書館等の社会教育関係者、そして地域住民に対してである。

私に限ったことかもしれないが、周囲に自身の立場を伝えることは、自身の役割についての理解につながるものである。確かに社会教育の分野は広く、議論でも取り上げられた通り課題も多様である。しかし、社会教育委員は個々に独立した存在であり、決定事項を求められない会議である。今後は皆さんとの充実した意見交換を基に、各行政機関からの求めに積極的に応えていきたいと考えたところである。

事務局におかれても、各教育事務所を通して市町村における社会教育の実情や課題把握に努めていただき、県の各施策と市町村の行政課題のかかわりを明確にした施策を今後とも展開していただきたい。

(3)その他

質疑 特になし

5. 連絡（青柳室長補佐）

- ・後日、議事録を委員各位に郵送して、御確認いただいた後、HPにアップする予定。
- ・次回173回県社会教育委員の会議は、平成27年3月12日（木）に開催する予定。

6. 閉会